

産休明け児（0歳児クラス）出生前仮申込みのご案内

平成 29 年 4 月入園の利用調整から、産休明け児（0歳児クラス）の申込方法が変わります。出生前に仮申込みをしたうえで、出生後に改めて本申込みが必要になります。出生前の仮申込みは、4 月入園の 1 次利用調整の申込みに限っての制度です。4 月 2 次、5 月～翌年 2 月入園の申込みは、出生後の通常の申込みとなります。

出生前の仮申込みの締切日は平成 28 年 12 月 28 日（水）17 時 15 分です。

例年よりも、締切日がかなり早めとなっておりますので、ご注意ください。
本申込みのご案内があるため、保育課入園相談係でのご提出をお願いします。

産休明け保育は、入園月 1 日時点で生まれた日を含めて 58 日目からの児童が対象です。
(平成 29 年 4 月入園の場合、平成 28 年 12 月 23 日～平成 29 年 2 月 3 日生まれの児童が対象です。)

	出生前の仮申込み	出生後の申込み（通常の申込み）
出産予定日が 12/22 まで (※1)	出生前の仮申込みはできません。	11/25 までに生まれた児童の締切日は 12 月 2 日（金）まで 11/26～12/22 生まれの児童の締切日は 12 月 28 日（水）17 時 15 分まで
出産予定日が 12/23 以降 (※2)	出生前の仮申込みが必要です。 仮申込みの締切日は 12 月 28 日（水）17:15 まで	12/28 までに生まれた場合には 通常の申込みでも受け付けできます。 申込締切日は 12 月 28 日（水）17 時 15 分まで

※1 当初の出産予定日が 12 月 22 日までであり、実際の出産が 12 月 23 日以降になる場合（見込みを含む）には、保育課入園相談係へご相談ください。

※2 出産予定日が平成 29 年 2 月 4 日以降であっても、実際の出産が 2 月 3 日以前であれば、4 月入園の利用調整対象になります。申込みを希望する場合は、上記の申込締切日までに出生前の仮申込みをしてください。

★お子さまの出生後に、本申込みがない場合、仮申込みは無効になりますので、ご注意ください。本申込みの詳細については、裏面をご覧ください。

【仮申込みに必要な書類】

- ・『支給認定申請書兼保育園等利用申込書』①、②③、⑤、⑥
(出生予定児童以外のきょうだいも同時に申し込む場合は、④児童の状況 No.1・No.2 も必要です。)
- ・保育を必要とする状況を証明するための書類（『就労証明書』等 保育利用のご案内 P.8 参照）
- ・母子健康手帳の出産予定日記載ページのコピー（練馬区発行の母子健康手帳の場合 P.4）
- ・『出生前仮申込みに関する同意書』
- ・その他、世帯の状況に応じて必要な書類（保育利用のご案内 P.9～11 参照）

裏面も必ずお読みください

※出生前の仮申込みをした場合、必ず本申込みが必要です。

本申込みに必要な書類は、仮申込み時にお渡しします。

本申込みの最終提出期限は平成 29 年 2 月 10 日（金）です。

4 月 1 次利用調整の対象となる場合（①・②ともあてはまる必要があります）

- ① 平成 29 年 2 月 3 日（金）までに出生していること
- ② 平成 28 年 12 月 28 日（水）までに仮申込みをしてあり、平成 29 年 2 月 10 日（金）17 時 15 分までに必要書類を添えて本申込みをしていること

4 月 1 次利用調整の対象とならない場合（①から③のいずれかにあてはまる場合）

① 平成 29 年 2 月 3 日（金）までに出生したが、仮申込みをしていない

※出産予定日が 2 月 4 日以降であっても、2 月 3 日までに生まれた場合、4 月から保育園等の利用を希望するときは、必ず仮申込みをしてください。

② 仮申込みをし、平成 29 年 2 月 3 日（金）までに出生したが、平成 29 年 2 月 10 日（金）までに本申込みをしていない

※本申込みがない場合、仮申込みは無効になります。

※出生後、原則 14 日以内に必ず本申込みをしてください。1 月 28 日以降に出生された場合は 2 月 10 日（金）までに本申込みをしてください。

※2 月 10 日（金）を過ぎてから、2 月 24 日（金）までに本申込みをした場合、4 月 1 次利用調整の対象にはならず、4 月 2 次利用調整からの対象になります。

※保育課入園相談係から出生の確認等はいりませんので、ご注意ください。

③ 平成 29 年 2 月 4 日（土）以降に生まれた

※仮申込みをしていても、4 月の利用調整対象にはなりません。（入園時点で産休明け保育の対象日齢に達しないため）

※きょうだいで申込みの場合、きょうだいの組合せは出生前申込みをした児童が 2 月 3 日までに出生すると仮定して利用調整を行っています。組合せの変更はできません。

※5 月以降の入園を希望する場合は、保育課入園相談係へご相談ください。

仮申込みをしたが、本申込みを希望しない場合は、必ず保育課入園相談係までご連絡ください。

【お問い合わせ】

練馬区 保育課 入園相談係

電話 03-5984-5848（直通）

出生前仮申込みに関する同意書

- 1 産休明け保育は、入園月1日時点で生まれた日を含めて58日目からの児童が対象です。
そのため、平成29年4月利用の申込対象となるのは、平成29年2月3日までに生まれた児童です。
仮申込みされたとしても、平成29年2月3日までに出生しなかった場合は、平成29年4月入園の利用調整の対象にはなりません。
- 2 出生後に本申込みが必要です。
出生後14日以内に出生届の手続を完了し、本申込書等の提出が必要です。
本申込みの最終提出期限は、平成29年2月10日（金）17時15分です。
（平成29年1月28日～2月3日に出生された場合は、14日以内ではなく2月10日までに本申込みをしてください。）
- 3 出生後の健康状況について、『④児童の状況 No.1』に記載された内容によっては、電話連絡等によりさらに詳しくお伺いする場合があります。
内定した場合であっても、面接・健康診断の結果、集団保育が困難と判断された場合は入園できません。

練馬区教育委員会教育長 宛て

保育園等の利用申込みにあたり、上記の内容について同意します。

平成 年 月 日

住所 練馬区

保護者氏名